

 宮崎産業保健総合支援センター

●ご利用いただける日時
休日を除く毎日
AM 8:30～PM 5:15
(休日は毎週土、日曜日及び祝日、年末年始)

●住所・電話・FAX
〒880-0024
宮崎市祇園3丁目1番地
矢野産業祇園ビル2階
TEL.0985-62-2511
FAX.0985-62-2522



●ホームページ
URL <https://www.miyazakis.johas.go.jp>

●メールマガジン配信登録フォーム
URL <https://www.miyazakis.johas.go.jp/mail-letter/>

●E-mail
miyasanpo@miyazakis.johas.go.jp



最新情報は、こちらをクリックしてください。
センターHPへアクセス



 地域産業保健センター



センター名	対象地域	住 所	電話・FAX
宮崎県中部地域産業保健センター	宮崎市・西都市 児湯郡・東諸県郡	宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業祇園ビル2階	電 話 0985-71-1069 FAX 0985-71-1069
宮崎県北地域産業保健センター	延岡市・日向市 西臼杵郡・東臼杵郡	延岡市出北6-1621 延岡市医師会内	電 話 0982-26-6901 FAX 0982-21-7411
宮崎県都城・西諸地域産業保健センター	都城市・小林市 えびの市・北諸県郡 西諸県郡	都城市姫城町8-23 都城市北諸県郡医師会内	電 話 0986-22-0754 FAX 0986-25-5730
宮崎県南那珂地域産業保健センター	日南市・串間市	日南市上平野町1-1-17 南那珂医師会内	電 話 0987-23-2951 FAX 0987-23-2952

※ご利用できる日時は地域産業保健センターにより異なりますので、お問い合わせの上ご利用ください。

職場の健康づくりを 応援します！

業務のご案内

センター事業は
すべて無料
でサポート！



働く人の「こころ」と「からだ」の健康が企業の未来を明るくする！

宮崎産業保健総合支援センターの業務

宮崎産業保健総合支援センターでは、事業場で産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。

1 産業保健関係者からの専門的相談対応

産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフが当センターの窓口（事前予約）、電話またはメール等で相談に応じ、解決方法を助言します。また、職場の作業環境管理、作業管理等に関して、専門スタッフが事業場を訪問し具体的な方法を助言します。

※担当分野
産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令、カウンセリング、保健指導、治療と仕事の両立支援

2 産業医生涯研修・産業保健セミナー

当センターのホームページやメールマガジンにて研修・セミナーの予定をお知らせしています。
当センターのホームページの「オンライン申込み」または「FAX 申込書」でお申込みください。

※産業医研修では日本医師会の認定産業医の資格更新に必要な単位が取得できます。

3 治療と仕事の両立支援

疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立に対する支援を行います。



- 治療と仕事の両立支援に関するセミナーの開催
- 治療と仕事の両立に関する関係者からの相談
- 専門家による事業場への個別訪問支援
- 患者（労働者）と事業場との個別調整支援

4 メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

事業場から当センターへの相談を電話、メール等で受け付け、メンタルヘルス対策促進員が事業場を訪問し、メンタルヘルス対策への取組である「心の健康づくり計画の策定」、「衛生委員会での調査審査への助言」、「教育・研修計画等の支援」、「ストレスチェック制度の導入に関する支援」等を行います。
また、管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。



5 産業保健に関する情報提供等

「ホームページ」、「メールマガジンの配信」、「産業保健関係情報誌『産業保健 21』の配布」などを行っています。

※メールマガジンの登録は、当センター HP をご覧ください。



地域産業保健センターの業務（50人未満の事業場対象）

宮崎産業保健総合支援センターの地域窓口として、宮崎県内4地域にある地域産業保健センターでは、労働者50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

各地域産業保健センターには、産業医の資格を備えた医師が登録されています。

1 労働者の健康管理に係る相談（メンタルヘルスを含む）

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（「血中脂質検査」「血圧の測定」「尿中の糖の検査」「心電図検査」）に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。



2 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことができます。



3 ストレスチェックに係る高ストレス者や長時間労働者に対する面接指導

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者や、時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。



4 個別訪問による産業保健指導の実施

医師・保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。



*** 地域産業保健センターの利用には事前の申込みが必要です。**

また、利用回数には制限があります。

詳しくは産業保健総合支援センターもしくは、地域産業保健センターへお問い合わせください。

※①～④についての申込みは、当センターホームページから所定の申込書をダウンロードしてFAXで送付してください。